

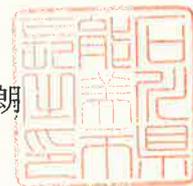


能美市告示第89号

能美市税条例（平成17年能美市条例第50号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、令和6年1月19日能美市告示第1号において、別途、告示で定めることとされている期日のうち、令和6年1月1日以降に到来する、地方税法（昭和25年法律第226号）第312条第3項3号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）の期限並びに法第45条の2第1項及び第317条の2第1項に定める期限を次のとおり指定したので、条例第18条の2第2項の規定により告示する。

令和6年7月1日

能美市長 井出敏朗



対象となる申告等の期限		指定する期日
法人市民税の申告・納付期限	令和6年1月1日から令和6年7月30日までに期限が到来するもの	令和6年7月31日
個人市民税・県民税の申告期限	令和6年3月15日に期限が到来するもの	令和6年7月31日